

平成 25 年 9 月 20 日

松山河川国道事務所

国道 11 号法面変状対策工事に着手

～新居浜市船木（171k900 上り）で法面の安定化を図ります～

9 月 4 日の豪雨等により国道に隣接する斜面が崩落する恐れが生じたため、通行者（車）の安全性確保のため緊急対策工事を実施します。

（1）対策工事の概要

場 所：国道 11 号新居浜市船木（171k900 上り）別図参照

工事期間：平成 25 年 9 月 20 日（金）～（緊急対策工事は約 1 ヶ月間）

恒久的な対策工事は別途発注を予定

工事内容：変状が現れた法面において部分的に地山を切除

（2）監視体制

現地において 24 時間体制で監視を行い、緊急の対応に備えます。

（3）交通規制について

車線規制は当面行わないが、現地監視において異常を認めた場合、又は、降雨等の状況により交通規制（通行止を含む）を実施する。

・道路利用者の皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

※ 詳細については当事務所 HP（<http://www.skr.mlit.go.jp/matsuyam/>）をご覧ください。

本施策は、四国圏広域地方計画「NO. 5 圏域の連携による発展に向けた地域力向上プロジェクト」及び「NO. 6 防災力向上プロジェクト」の取り組みに該当します。

問い合わせ先：四国地方整備局松山河川国道事務所道路管理第二課

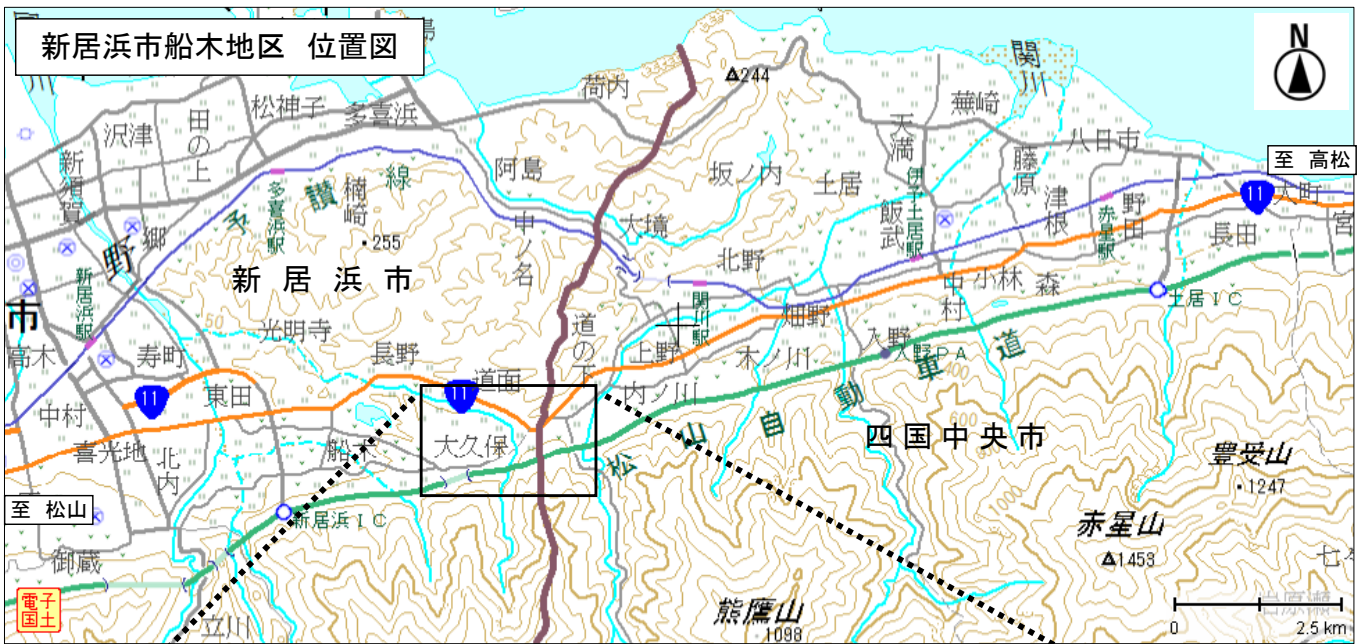
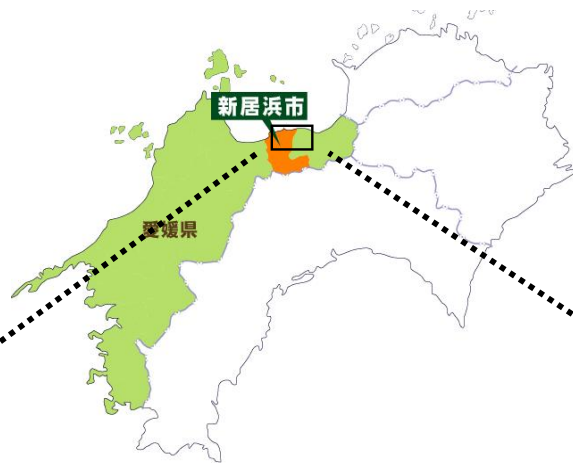
◎ 副所長（道路）：沖上 茂人（内線：205）

道路管理第二課：高井 健一（内線：441）

TEL 089-972-0034

FAX 089-972-6623

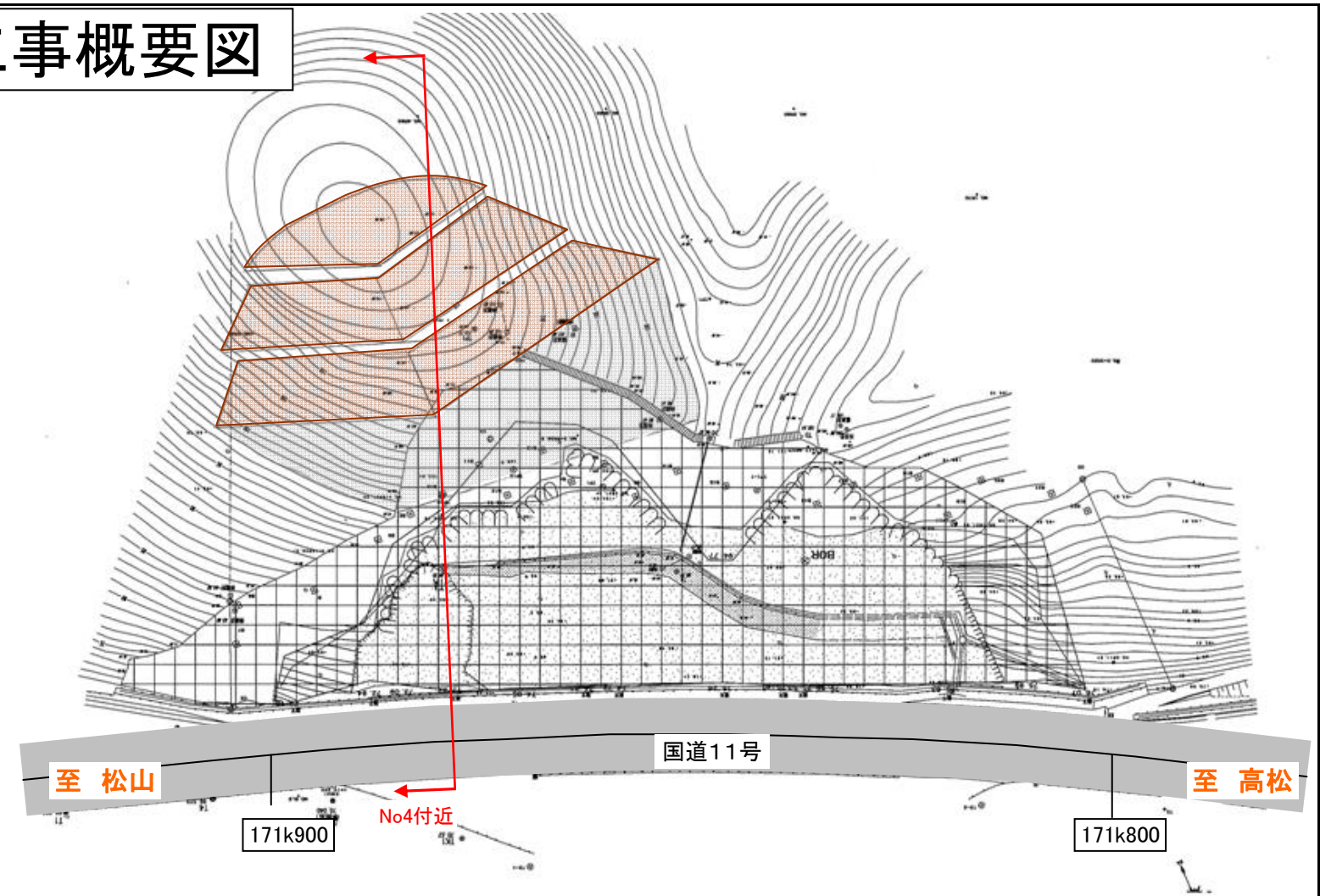
◎：主な問い合わせ先



拡大図



緊急対策工事概要図



No4付近断面図

